

ハイライト:

- ・東日本大震災に関する税務
- ・寄付金控除、税額控除を受けるための手続き

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
個人の方が義援金を支出した場合の税務上の取扱いについて	1
義援金等を支出した者が、寄付金控除、税額控除の適用を受けるための手続き	2

ご挨拶

例年よりも早い梅雨入りとなりましたが、木々の緑が目
にまぶしく、雨の恵みを感じる季節です。

第46号では、東日本大震災に関する税務情報を取り
上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ござい
ましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

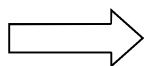


この度の東日本大震災により被災された皆様とそのご家族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。国税庁は、東日本大震災に関連した税務情報を随時更新し、情報発信を行っています。その中から、一部を取り上げて解説してまいります。

個人の方が義援金を支出した場合の税務上の取扱いについて <所得税関係>

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄付金及び財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄付金」に該当し、寄付金控除の対象となります。

特定寄付金



寄付金控除の対象

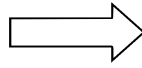
特定寄付金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{震災関連寄付金以外の} \\ \text{特定寄付金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄付金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2\text{千円} = \text{寄付金控除額}$$

(注) 震災関連寄付金以外の特定寄付金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。
震災関連寄付金以外の特定寄付金の額の合計額及び震災関連寄付金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

また、社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」に直接寄付した義援金等と認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄付金(その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限ります。)は、「特定震災指定寄付金」として、寄付金控除(所得控除)ないしは税額控除のいずれかを選択適用することが可能です。

特定震災指定寄付金



寄附金控除の適用



選択

税額控除の適用

特定震災指定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を、所得税の額から控除することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定震災指定寄附金} \\ \text{額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 特定震災指定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度です。
税額控除額は、その年分の所得税の額の25%相当額が限度です。

【設例】

その年の総所得金額: 800万円、所得税: 120万円、適用税率23%。
震災関連寄附金以外の特定寄附金: 10万円、震災関連寄附金の合計額: 10万円、
特定震災指定寄附金: 20万円を支出。

寄附金控除(所得控除)

寄附金の限度額 = 所得金額 × 80% = 800万円 × 80% = 640万円
寄附金控除額 = (10万円 + 10万円 + 20万円) - 2千円 = 39万8千円
限度額内なので、支出した寄付金全額が寄附金控除の対象となります。

寄付金控除による所得税減税効果 = 398,000円 × 23% = 91,540円

税額控除の選択(特定震災指定寄附金のみ税額控除の対象)

特定震災指定寄附金の限度額 = 800万円 × 80% = 640万円
税額控除の限度額 = 120万円 × 25% = 30万円
税額控除額 = (20万円 - 2千円) × 40% = 79,200円
税額控除額は税額控除の限度額内のため、79,200円を120万円の所得税額より控除できます。
寄附金控除 = (10万円 + 10万円) - 2千円 = 19万8千円
寄付金控除による減税効果 = 198,000 × 23% = 45,540円

税額控除 + 寄付金控除による所得税減税効果 = 79,200 + 45,540 = 124,740円

義援金等を支出した者が、寄附金控除、税額控除の適用を受けるための手続き <個人の方>

寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類(例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、提示する必要があります。

特定震災指定寄付金について税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除の適用を受ける旨の記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定震災指定寄附金を受領した法人が、当該寄附金を被災者支援活動の資金に充てるものである旨等を記載をした受領証を添付する必要があります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)